

1 評価委員会が行う評価の種類

- (1) 事業年度評価（地方独立行政法人法第 28 条）
各事業年度における法人の業務の実績に関する評価
- (2) 中期目標期間評価（地方独立行政法人法第 30 条、第 79 条）
中期目標期間（6 年間）における法人の業務の実績に関する評価

2 評価の設定に当たっての基本的な考え方

- (1) 評価は明確で分かりやすいものとするため、中期目標の達成状況等を踏まえ、主に基本目標に重点を置き、業務運営等についての効果的な取り組みや、改善すべき点を明らかにする。
- (2) 評価は中期目標・中期計画の見直し、及び中期目標・中期計画の検討に質するものとする。
- (3) 教育研究の特殊性や、自主的・自律的な大学の運営に配慮した評価であること。
- (4) 法人の過重な負担とならないように配慮するものとする。
- (5) 評価にあたっては適正な評価制度となるよう常に見直しと改善を図る。

3 評価方法（案）の要点

評価の手法

1 法人による（自己）評価

法人による自己評価

法人は の自己評価を行い、大学運営の改善点等を明らかにした上で、業務の実績報告書を作成。

2 評価委員会による評価

事業年度評価

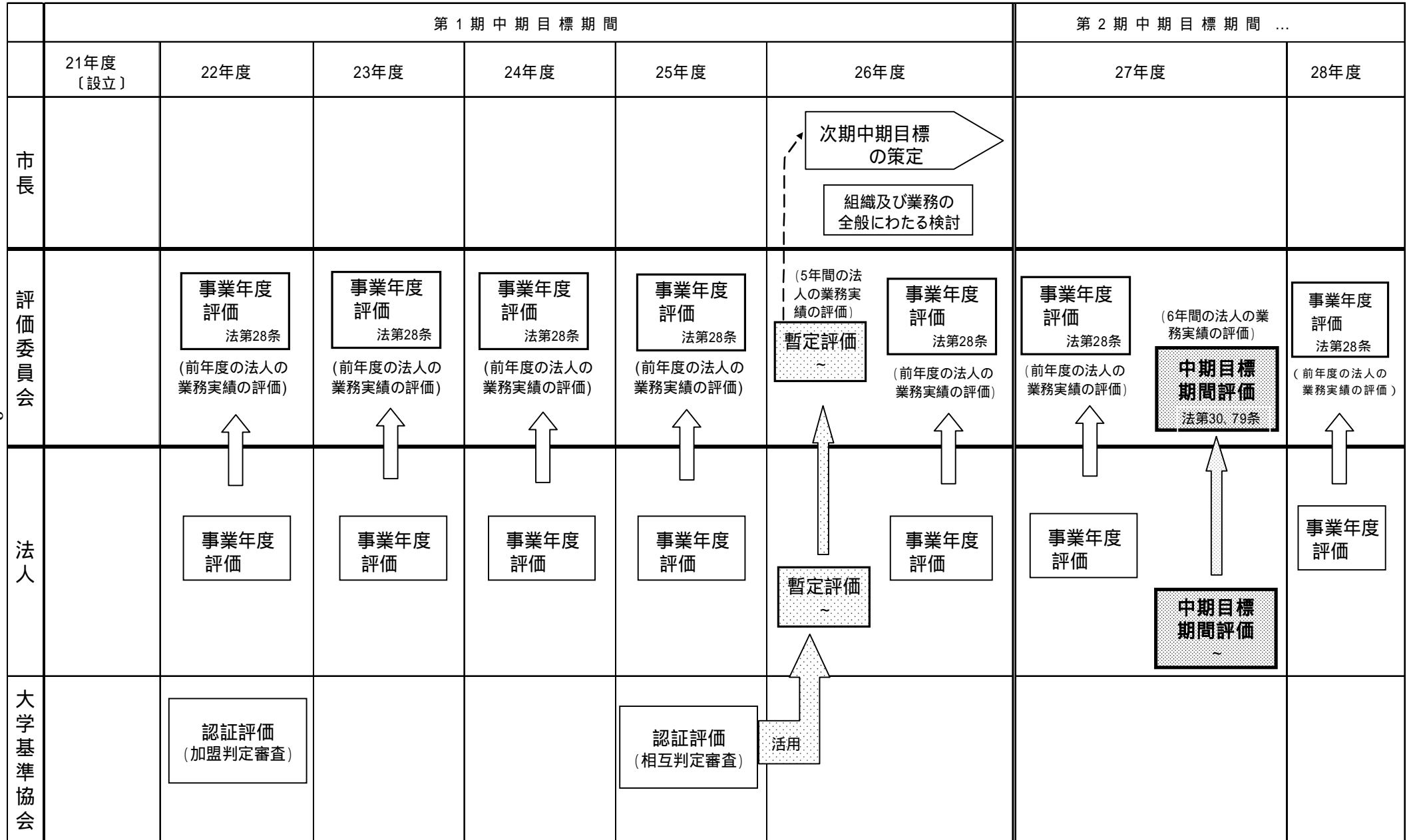
評価委員会は、法人からの業務の実績報告書の分析等を行い、各事業年度における中期計画の進捗度を 5 段階により評価する。

中期目標期間評価

評価委員会は、法人からの業務の実績報告書の分析等を行い、中期目標期間における中期目標の達成度を 5 段階により評価する。

暫定評価についての報告書類等は、中期目標期間評価の方法に準じて行う。
また、次期中期目標作成時における基礎資料としても活用する。

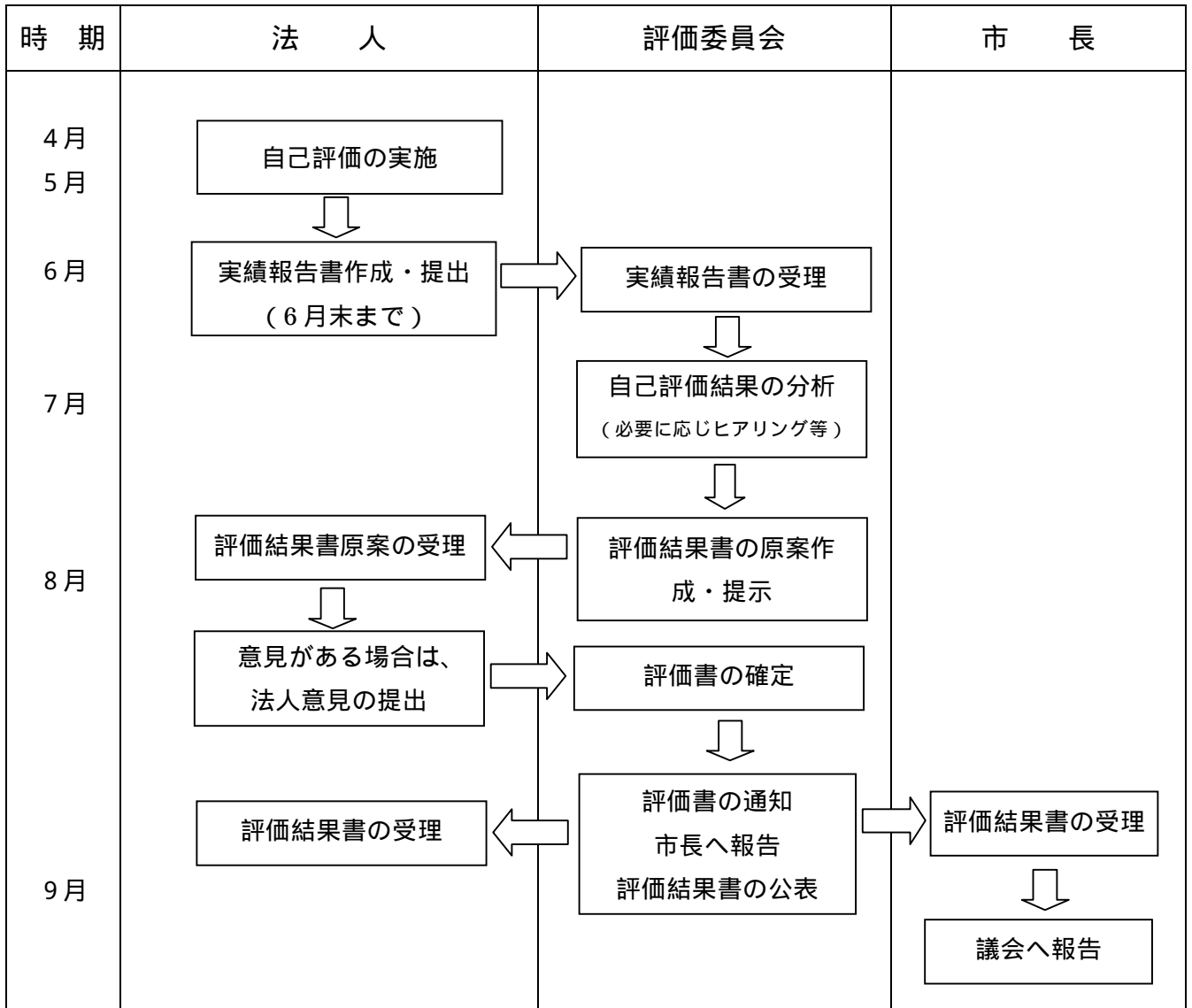
4 都留市公立大学法人評価委員会の各評価の実施周期



5 評価対象・評価の概要

<p>評価の種類</p>	<p style="text-align: center;">事業年度評価 (地方独立行政法人法第 28 条)</p>	<p style="text-align: center;">中期目標期間評価 (地方独立行政法人法第 30 条、78 条)</p>
<p>評価対象</p>	<p>各事業年度における中期計画全体の進捗状況</p>	<p>当該中期目標期間における中期目標全体の達成状況</p>
<p>実施時期</p>	<p>当該事業年度の終了後概ね 5 カ月以内</p>	<p>当該中期目標期間の終了後概ね 5 カ月以内</p>
<p>評価基準</p>	<p><u>中期計画の進捗度に応じた 5 段階評価</u> S 中期計画の進捗は優れて順調 A 中期計画の進捗は順調 B 中期計画の進捗は概ね順調 C 中期計画の進捗はやや遅れている D 中期計画の進捗は遅れている</p>	<p><u>中期目標の達成度に応じた 5 段階評価</u> S 中期目標を十二分に達成 A 中期目標を十分達成 B 中期目標を概ね達成 C 中期目標はやや未達成 D 中期目標は未達成</p>
<p>評価結果の導き方</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>年度計画の最小単位ごとの達成状況を 5 段階評価 (5、4、3、2、1)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 積上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>推進項目ごとの中期計画の進捗状況を 5 段階評価 (推進項目) 教育の質の向上、 研究の質の向上、 地域社会への貢献、 業務運営体制の改善及び効率化、 財務内容の改善、 自己点検・評価、 その他</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 積上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中期計画全体の進捗状況を 5 段階評価 (S、A、B、C、D)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>中期計画の最小単位ごとの達成状況を 5 段階評価 (5、4、3、2、1)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 積上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>推進項目ごとの中期目標の達成状況を 5 段階評価 (達成項目) 教育の質の向上、 研究の質の向上、 地域社会への貢献、 業務運営体制の改善及び効率化、 財務内容の改善、 自己点検・評価、 その他</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 積上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中期目標全体の達成状況を 5 段階評価 (S、A、B、C、D)</p> </div>

6 評価実施の手順の概要



7 公立大学法人の評価に係る関係法令

学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

(認証評価機関の評価の活用)

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。